

取扱内容

お問い合わせ先
 明治安田生命保険相互会社
 公法人第一部 法人営業第三部
 TEL.03-3560-5843
 月曜日～金曜日（祝日除く）9：30～16：30

制度の取扱い

今回の募集は、月払について新規加入・変更を受け付けます。

	Aコース（個人年金保険料控除の対象）	Bコース（一般の生命保険料控除の対象）
新規加入資格	加入日（平成31年2月1日）に満18歳以上の組合員で申込日現在健康で正常に就業している方で定年（掛金払込完了日）まで10年以上ある方となります。	加入日（平成31年2月1日）に満18歳以上の組合員で申込日現在健康で正常に就業している方で定年（掛金払込完了日）まで2年以上ある方となります。
掛金	・掛金は加入者負担です。 ・払込方法 ①月払 1口 2,000円で1口以上500口まで ②半年払 1口10,000円で1口以上200口まで ③一時払 1口100,000円で1口以上200口まで	※月払、半年払の掛金には、1口当たり1%の制度運営費が含まれています。 ※半年払、一時払は月払への加入が条件となります。 半年払は、年1回（4月）のみの募集となります。 ※一時払は毎年の2月1日と8月1日および退職時が払込日となります。
掛金の徴収	月払掛金は、毎月の俸給から控除します。半年払掛金は、6月と12月の期末・勤労手当から控除します。一時払掛金の積み増しを希望する場合は、1月と7月に指定振込用紙により金融機関から送金していただきます。	
加入日（責任開始日）	平成30年10月12日（金）までの募集期間中に申込みを受け付け、平成31年2月1日からの加入となります。	
中断（払込の全口中止） 復活（再加入）	中断・復活はできません。	休職・他省庁への出向等の場合は、 最長3年間 掛金払込を中断することができます。掛金払込再開申込書の提出により復活となります。 ※中断とは、掛金の払込を中断するもので既積立金についてはそのまま継続して運用されます。月払を中断する場合は、半年払も中断されます。
脱退（中途脱退）	AB両コースに加入している場合は、AB両コースともに脱退となります。（A又はBコースのみ脱退することはできません。） ※ただし、休職・他省庁への出向等の場合は、Bコースのみ中断のお取扱いが可能です。	
掛金の変更※	加入者のお申し出により、月払については年2回（4月および10月）、半年払については年1回（4月）掛金の変更が可能です。 ※掛金の変更とは、増口・一部中止のことをさします。一部中止とは積立金の払出しを伴わず掛金を減少させることをいいます。 加入者は次の事由がある場合は、お申し出により、加入口数の一部について掛金の払込を中止することができます。 【中止の事由】災害・疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む）、住宅の取得、教育（親族の教育を含む）、結婚（親族の結婚を含む）、債務の弁済、その他加入者が掛金の提出に支障がある場合。	
年金の受給資格	掛金払込完了年齢に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いします。このことを「年金受給権の取得」といいます。 ※年金の種類は、確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。掛金の払込期間が10年以上かつ満50歳以上で脱退されたとき加入者に年金をお支払いします。ただし、60歳未満で脱退されたときは保証期間付終身年金のみの選択となります。	掛金払込完了年齢に達した時、または当制度から満45歳以上で死亡以外の事由により脱退されたとき加入者に年金をお支払いします。 年金の種類は、確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。ただし、初年度年金月額が1万円未満の場合、年金のお取扱いはできません。
年金の種類	①確定年金（10年・15年・20年） ②保証期間付終身年金（10年・15年） 確定年金 基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金に代えて未払年金現価を一時金でお支払いします。 保証期間付終身年金 保証期間中はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後は、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金でのお受取を希望された場合は残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 ※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 ※保証期間経過後、ご加入者がご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金に代えて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。	①確定年金（5年・10年・15年・20年） ②保証期間付終身年金（10年・15年）
年金の繰延	加入者のお申し出により、年金開始を最長10年間繰り延べすることができます。この期間中は引受保険会社が定めた方法により積み立てておきます。繰延期間中、掛金の払込及び一部中止はお取り扱いができません。なお、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。	
年金の一括支払	年金受給期間中に、年金に代えて一時金を請求した場合は、残余保証期間の未払年金現価をお支払いします。終身年金では保証期間経過後本人が生存していれば年金の支給を再開します。	
年金受取時の必要書類	請求書の他にマイナンバー申告書が必要となる場合があります。	
配当金	・積立期間中の配当金は、年1回積立金に繰り入れられます。 ・年金受給権取得後は、年金の増額のための保険料に充当されます。	
脱退一時金の支払	脱退一時金の請求が、当該契約の決算期間にかかるときは、その支払日は、※更新日の最初の一週間より後となりますので、ご了承願います。 ※更新日は2月1日。脱退一時金の金額が100万円超の場合、マイナンバー申告書が必要となります。	
引受保険会社	この制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。 明治安田生命保険相互会社（事務幹事）、第一生命、太陽生命、日本生命、住友生命、富国生命 【連絡先】明治安田生命保険相互会社 公法人第一部法人営業第三部 〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館 22階 TEL 03-3560-5843	

※この制度に保険証券はありませんが、毎年3月頃に「ご加入内容のお知らせ」を各支部経由で発行いたします。

税法上の取扱い

保険料（掛金から制度運営費を控除した額）	Bコースのご加入者が払い込んだ保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。Aコースのご加入者が払い込んだ保険料は個人年金保険料控除の対象となります。
年金	加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。 課税対象額＝（基本年金年額＋増加年金年額）－ $\left(\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額（見込額）}}\right)$ ※雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。
脱退一時金	一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 一時所得の課税対象額＝（脱退一時金額－払込保険料合計額－50万円）×1/2（他に一時所得がない場合） ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
遺族一時金	相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。
積立金から一時払退職後終身保険への充当保険料	一時所得として課税対象になります。また、払込保険料として一般の生命保険料控除の対象となります。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

団体積立終身保険事業

（拠出型企業年金保険）

事業の趣旨

公的年金を支える社会経済基盤が大きく変化し、年金支給開始年齢の引き上げ等の改正が行われ、公的年金を補完する組合員個人の自助努力の必要性が高まっております。このため、文部科学省共済組合では組合員の生活設計支援に役立つ団体積立終身保険事業を実施し、**毎月2,000円（1口）から積立を行い、退職時に**公的年金の補完や退職後の保障ニーズにも応えうる制度を準備しています。この機会に加入のご検討をおすすめします。



新規加入・変更のご案内（月払のみ）

- 今回の募集は、月払について新規加入・変更を受け付けます。
- 現在ご加入の方で口数の変更がない場合、申込書の提出は不要です。

申込締切日

平成30年
10/12(金)

加入日（責任開始日）

平成31年
2/1(金)

月払掛金控除開始：平成31年1月俸給より
申込書提出先：共済事務担当課

個人情報に関する取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

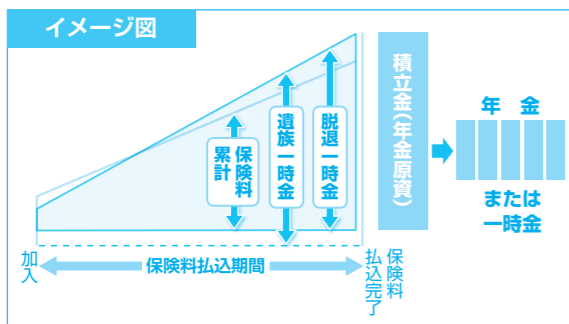
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

③ 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

④ 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

⑥ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

④ 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

⑤ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
公法人第一部法人営業第三部
03-3560-5843

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

⑧ 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

⑨ ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

⑩ 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

在職中（積立期間中）

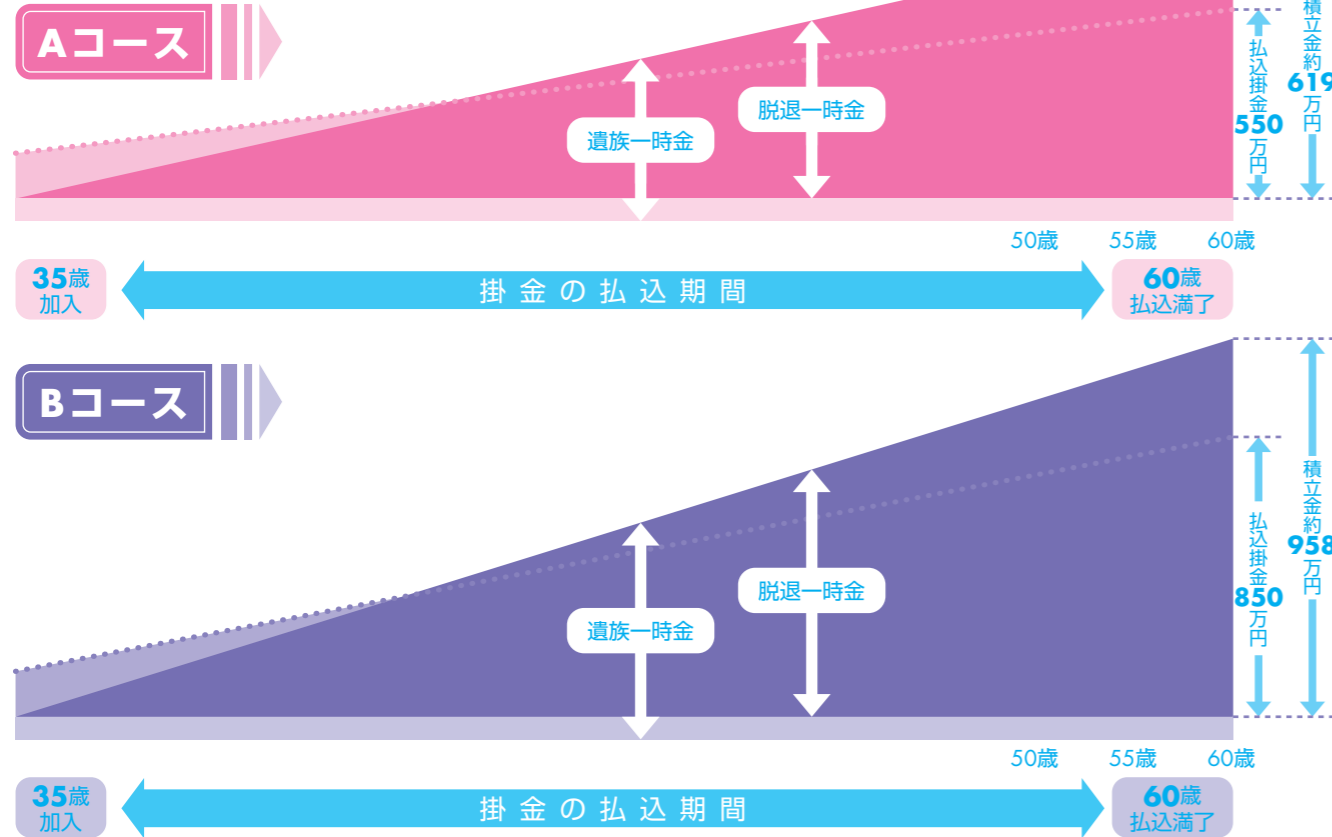
在職中の積立例

ご加入例 積立期間25年
35歳加入60歳払込完了（男性）

	Aコース	Bコース
月払掛金	1万円(5口)	2万円(10口)
半年払掛金	5万円(5口)	5万円(5口)

※今回は、月払のみの取扱いとなります。

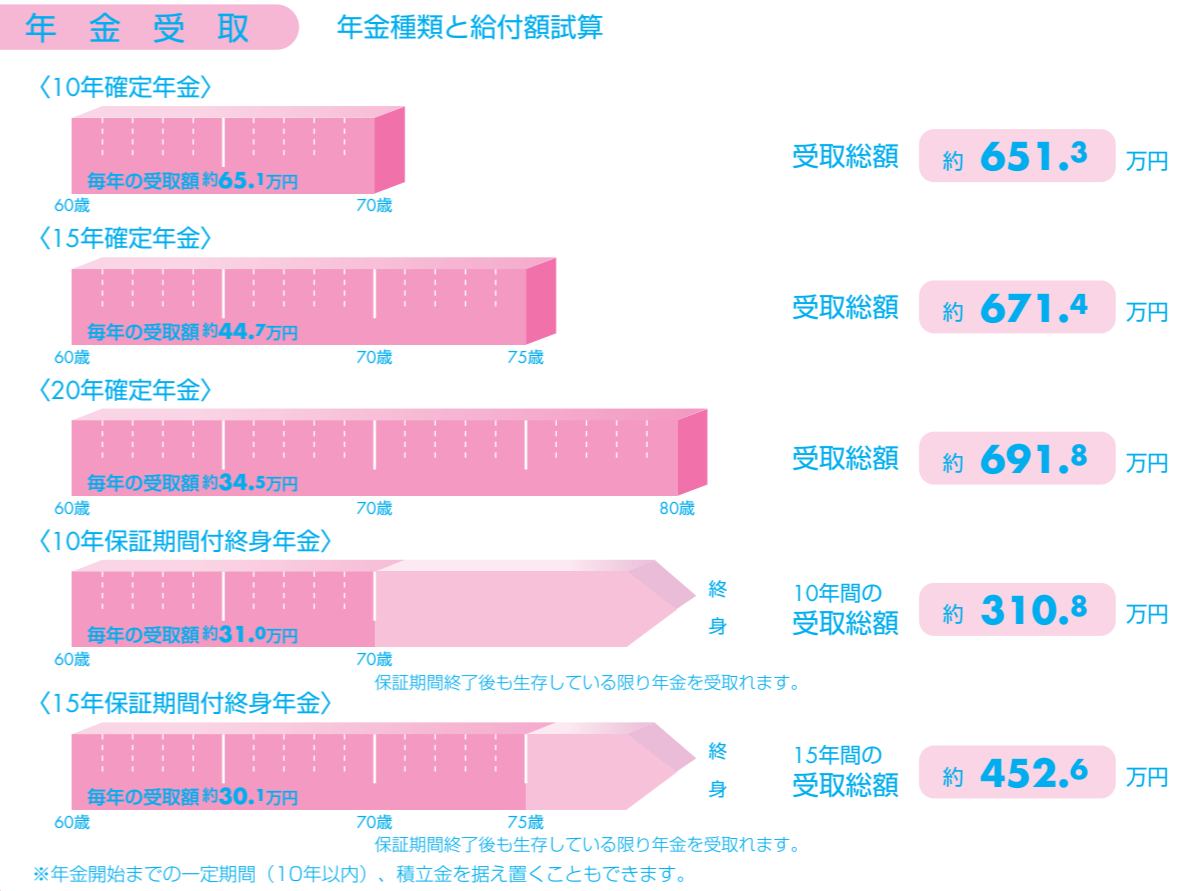
年2回の一時払積立および退職時の一時払積立により積立額を増額することもできます。



払込完了後（Aコース加入者）

Aコース（税制適格コース）

5つの年金種類により公的年金を補完します。



年金に代えて一時金受取の場合
約 619 万円

年金で受取らず積立金を脱退一時金として受取ることもできます。ただし、脱退一時金を選択した場合は、全額一時金で受取ることになります。

意向確認【ご加入前のご確認】

団体積立終身保険事業は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

各コースの特長

保険料とは、掛金から制度運営費（月払、半年払の掛金1口につき1%）を控除した額のことです。

Aコース（税制適格コース）
保険料は、個人年金保険料控除の対象になり、一般の生命保険料控除とは別枠で保険料に対して、所得控除が受けられます。（他に個人年金保険料控除を適用されていない場合）
休職・出向等の場合は脱退となります。（中断はできません）

Bコース（自由選択コース）
払込完了時に年金、終身保険及び無配当医療保険コースへ自由に選択できます。最長3年間掛金の払込を中断できます。（休職・出向等の場合のみ）
保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

在職中に脱退、または死亡したときは、次の給付があります。

- 脱退したとき：脱退一時金（加入者本人に支払われます。）
- 死亡したとき：遺族一時金（加入者の遺族に支払われます。）
遺族一時金＝脱退一時金＋月払保険料の1ヵ月分相当額
※遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。

税法上の取扱い

保険料とは、掛金から制度運営費（月払、半年払の掛金1口につき1%）を控除した額のことです。

なるほど！
税軽減効果があるんだわ！

Aコース、Bコースの保険料はそれぞれ個人年金保険料控除、一般の生命保険料控除の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。
※税務の取扱いについては、税制改正により、今後変更となることがあります。
※平成22年度の税制改正において、平成24年度分以降「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」の3つの控除区分となり、所得税の所得控除限度額がそれぞれ4万円となりましたが、「団体積立終身保険事業」は旧制度が適用されるため、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の所得税の所得控除限度額はそれぞれ5万円となります。
ただし、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」全ての適用を受ける場合の所得税の控除限度額は合計12万円です。また、住民税についても税制改正により、所得控除限度額の変更がされています。
なお、生命保険料控除の詳しい制度につきましては、生命保険協会等のホームページをご参照ください。
生命保険協会ホームページ <http://www.seiho.or.jp>

払込完了後（Bコース加入者）

給付額試算表（Aコース・Bコース共通）

※今回の募集は、月払について新規加入・変更を受け付けます。

Bコース（自由選択コース） 払込完了後のさまざまな保障ニーズにお応えします。

1 年金コース 2 終身保険コース 3 無配当医療保険コース の3コースから自由な組合せが選択できます。（詳細については、退職時に別途ご案内いたします。）

自由選択（払込完了時にコースを指定）

※複数のコースを選べます。

1 年金コース 退職時の積立金を原資として所定の期間年金をお支払いするものです。

〈10年確定年金の例〉
10年間にわたり、年額約73.6万円が受取れます。



- 6ページの年金給付額試算表を参照してください。
- 上記の例の他に5年、15年、20年確定年金、10年、15年保証期間付終身年金があります。
- 年金受給開始までの一定期間（10年以内）、積立金を据え置くこともできます。

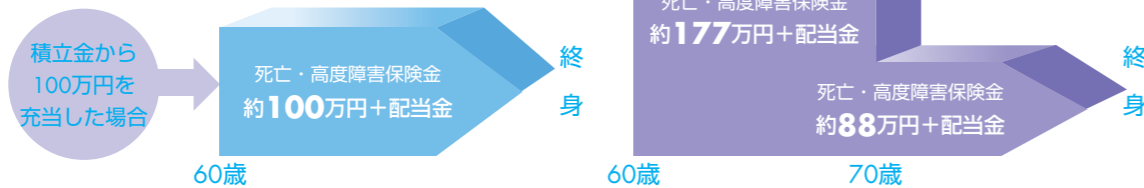
2 終身保険コース ※詳細は退職時に別途ご案内するパンフレットをご参照ください。

（一時払退職後終身保険）

一般型

特約型

60歳加入男性の例



- 終身にわたり死亡・高度障害保障を受けるもので、途中で解約する場合には、解約返戻金が受け取れます。ただし、ご契約後短期間で解約された場合、お払込保険料を下回ることがあります。記載の保険金額等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険金額等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険金額等も改定されることがあります。

＜配当金の表示についてのお知らせ＞

配当金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。将来お支払いする積立配当金額は現時点では確定しておりませんので、記載しておりません。なお、決算の状況によっては配当金額は0となることもあります。※申込金額等によっては、告知が必要な場合があります。告知内容によっては加入できないこともあります。

3 無配当医療保険コース 詳細は退職時に別途ご案内するパンフレットをご参照ください。※加入に際しては、告知が必要となります。告知内容によっては加入できないこともあります。

4 コース選択をせず全額一時金受取の場合 一時金額 約**958万円**

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、予定利率（平成30年7月1日現在年1.25%）に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

積立期間中の脱退一時金

月払掛金（5口）の脱退一時金			半年払掛金（5口）の脱退一時金			一時払掛金（10口）の脱退一時金		
加入年数	払込掛金累計額	積立金額（脱退一時金額）	加入年数	払込掛金累計額	積立金額（脱退一時金額）	加入年数	払込掛金累計額	積立金額（脱退一時金額）
1年	120,000円	約 117,700円	1年	100,000円	約 97,950円	1年	1,000,000円	約 997,300円
2年	240,000円	約 236,750円	2年	200,000円	約 197,100円	2年	1,000,000円	約 1,008,600円
3年	360,000円	約 357,150円	3年	300,000円	約 297,300円	3年	1,000,000円	約 1,020,000円
4年	480,000円	約 478,950円	4年	400,000円	約 398,650円	4年	1,000,000円	約 1,031,500円
5年	600,000円	約 602,100円	5年	500,000円	約 501,150円	5年	1,000,000円	約 1,043,200円
6年	720,000円	約 726,650円	6年	600,000円	約 604,850円	6年	1,000,000円	約 1,055,000円
8年	960,000円	約 980,000円	8年	800,000円	約 815,750円	8年	1,000,000円	約 1,079,100円
10年	1,200,000円	約 1,239,200円	10年	1,000,000円	約 1,031,500円	10年	1,000,000円	約 1,103,800円
20年	2,400,000円	約 2,627,350円	20年	2,000,000円	約 2,187,000円	20年	1,000,000円	約 1,236,200円
30年	3,600,000円	約 4,183,100円	30年	3,000,000円	約 3,482,000円	30年	1,000,000円	約 1,384,800円

※積立金（脱退一時金）の額がお払いただいた掛金の累計額を下回る場合があります。※月払へご加入いただいている方が、半年払・一時払に加入することができます。

年金給付額試算表

年金種類	年金原資1,000万円の場合の基本年金受取額例（年額）（年金原資500万円の場合は1/2、1,500万円の場合は1.5倍にしてください）						
	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	10年保証期間付終身年金（60歳開始）		15年保証期間付終身年金（60歳開始）	
				男性	女性	男性	女性
年金受取額	約1,052,320円	約723,090円	約558,800円	約502,240円	約435,860円	約487,470円	約430,960円
合計	10年間年金受取総額 約10,523,200円	15年間年金受取総額 約10,846,350円	20年間年金受取総額 約11,176,000円	10年保証期間受取総額 約5,022,400円	10年保証期間受取総額 約4,358,600円	15年保証期間受取総額 約7,312,050円	15年保証期間受取総額 約6,464,400円

※Bコースは、5年確定年金での受取りもできます。 ※終身年金は、保証期間経過後も被保険者本人が生存されている場合に限り年金をお支払いします。

10年確定年金給付額試算例表 年金月額約10万円を受取る場合

加入年齢（歳）	退職年齢（歳）	積立期間（年）	在 職 中				退 職 時		退 職 後			
			積立金額		積立満了時の積立金総額	積立満了時の一時払積立（掛金累計額）	10年確定年金受取額					
			月 払	半 年 払			60歳からの受取年金月額	10年間年金受取累計額				
口数	掛 金	口数	掛 金	口数	掛 金	口数	掛 金	口数	掛 金			
25	60	35	7	14,000円	6	60,000円	約 1,206 万円	1,008 万円	—	—	約10.5 万円	約 1,269 万円
30	60	30	9	18,000円	6	60,000円	約 1,170 万円	1,008 万円	—	—	約10.2 万円	約 1,231 万円
35	60	25	11	22,000円	8	80,000円	約 1,194 万円	1,060 万円	—	—	約10.4 万円	約 1,256 万円
40	60	20	14	28,000円	10	100,000円	約 1,173 万円	1,072 万円	—	—	約10.2 万円	約 1,234 万円
45	60	15	17	34,000円	16	160,000円	約 1,160 万円	1,092 万円	—	—	約10.1 万円	約 1,220 万円
50	60	10	25	50,000円	20	200,000円	約 1,032 万円	1,000 万円	12	120 万円	約10.0 万円	約 1,210 万円
55	60	5	46	92,000円	30	300,000円	約 854 万円	852 万円	30	300 万円	約10.0 万円	約 1,210 万円

記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

注1 給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- 年間保険料334,797万円を常に維持していること。
- 加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- 給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の予定利率（平成30年7月1日現在年1.25%）に基づき計算しています。なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金（脱退一時金）は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

注2 給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。記載の給付額は、予定利率（平成30年7月1日現在年1.25%）に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

注3 月払掛金、半年払掛金には1%（月払20円、半年払100円）の制度運営費が含まれています。したがって、生命保険会社に払い込まれる1口あたりの保険料は、月払1,980円、半年払9,900円となっています。